

郵政民営化委員会（第42回）議事要旨

日時：平成20年6月18日（水） 10：15～10：30

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会会議室

（委員4名出席）

- 議題1として、郵便事業株式会社の新規業務（国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせて、荷主に対して行う国際物流業務）の認可申請について調査審議を行った。

まず、前回の論点整理及びこれまでの議論を基に、田中委員長の指示のもと事務局が作成した意見書の案について説明があった。これに対して、各委員とも異論なく同意したことから、「郵便事業株式会社の新規業務（国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせて、荷主に対して行う国際物流業務）に関する郵政民営化委員会の意見」としてとりまとめ、本日中に、総務大臣あてに提出することとなった。

- 議題2として、金融庁長官及び総務大臣からの意見の求めがあった、郵政民営化法第110条第1項第4号口の規定に基づく内閣府令・総務省令案について、郵政民営化推進室から説明を受けた後、審議を行った。

その結果、本件は技術的な法令改正であり、現在の内容のとおり立案することが適当との結論となったため、「郵政民営化法第110条第1項第4号口の規定に基づく内閣府令・総務省令案についての意見」を当委員会の意見としてとりまとめ、本日中に、金融庁長官及び総務大臣あてに提出することとした。

- 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

（注）以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。